

# 令和 7 年度茨城支部事業計画（案）について

令和7年度 全国健康保険協会茨城支部 事業計画（案）

※赤字：前年度からの変更箇所、緑字：支部独自部分

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p><b>1. 基盤的保険者機能の盤石化</b></p> <p>（I）健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。</li> <li>・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、<b>経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は</b></p>	<p><b>1. 基盤的保険者機能の盤石化</b></p> <p>（I）健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。</li> <li>・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を</p>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>（Ⅱ）業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険証とマイナンバーカードの一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。</li> <li>・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。</li> <li>・ 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。</li> </ul> <p>【具体的な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置等の事務取扱については、円滑に実施するため本部指示事項を支部全体で共有する。</li> <li>・ 職員及び契約職員の学習会を毎週実施し、職員の多能化を進める。また、管理職とOJTを担当する主任の間で月1回の育成共有会議を開き、育成状況を確認・共有し、OJTの方針を決定する。</li> <li>・ 新業務システム等の新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。</li> </ul>	<p>重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>（Ⅱ）業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。</li> <li>・ 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。</li> </ul> <p>【具体的な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員契約職員のスキルアップについて、管理職とOJTを担当する主任の間で月1回の育成共有会議を開き、育成状況を確認・共有し、OJTの方針を決定する。</li> <li>・ 新業務システム等の新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>【困難度：高】</p> <p>業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、業務改革の取組みが一定程度浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。</p> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> <li>加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。また、2026年1月に電子申請を導入する。</li> <li>受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応する。</li> <li>「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し100%達成に努めている。現金給付費の申請件数が年々増加しているなか、令和5年1月のシステム刷新による自動審査の効</p>	<p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。</p> <p>また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> <li>加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</li> <li>受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応する。</li> <li>「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していく</p>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>果や全支部の努力により平均所要日数7日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならず、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) サービススタンダードの達成状況を100%とする</li> <li>2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する</li> <li>3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする</li> </ol> <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に進行。</li> <li>・ 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。</li> <li>・ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。</li> <li>・ 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。</li> <li>・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性につ</li> </ul>	<p>ためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) サービススタンダードの達成状況を100%とする</li> <li>2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする</li> </ol> <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。</li> <li>・ 現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。</li> <li>・ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。</li> <li>・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>いて確認するなど、審査を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。</li> <li>これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底する。</li> </ul> <p>【具体的な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支給決定データ等の分析や第三者からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認する。また、調査が必要と思われる事案においては、保険給付適正化PTを開催し、申請者・事業主・担当医師への文書照会等を実施するほか、日本年金機構との連携や事業主への立ち入り検査を実施する。</li> <li>海外出産育児一時金について、渡航確認書類等を精査し、診療報酬明細書や事業主等へヒアリングにて妊娠および出産の事実確認を徹底する。</li> <li>柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回や負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。なお、疑義が生じた施術所に対して、随時面接確認を実施し、重点的に審査を行うほか、不正等の事実が認められたときは厚生局へ情報提供する。</li> <li>あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回の施術の加入者及び施術者へ施術の必要性を確認するとともに、不正等の事実が認められたときは厚生局へ情報提供する。</li> <li>標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。</li> <li>これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底する。</li> </ul> <p>【具体的な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、保険給付適正化PTにおいて事案の内容を精査し、厳正に対応する。</li> <li>柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。なお、疑義が残る柔整師に対しては、随時面接確認を実施する。</li> <li>標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>④ レセプト内容点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。</li> <li>・ 毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。</li> <li>・ 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。</li> <li>・ 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。</li> <li>・ 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。</li> <li>・ システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。</li> </ul> <p>【具体的な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険診療報酬支払基金との会議を毎月開催し、点検方法や疑義案件について協議するとともに、改善を図る。</li> <li>・ 情報共有や他支部高額査定事例に係る学習会を毎月開催し、点検の考え方やポイントを共有することにより、点検員のスキルアップを図る。また、外部講師による研修を実施し、高額査定事例につながる医学的知識について理解を深める。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容点検員との個別面談を実施し、業績（点検件数、再審査件数、査定件数、査定額、査定率等）について情報共有を行い、協会の方針等について認識を合致させた上で、効果的な点検を実施する。</li> </ul>	<p>④ レセプト点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図るとともに、レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。</li> </ul> <p>また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組むとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況を踏まえ、資格点検の実施方法や体制の見直しについて、随時検討する。</li> </ul> <p>【具体的な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険診療報酬支払基金との会議を毎月開催し、点検方法や疑義案件について協議するとともに、改善を図る。</li> <li>・ 情報共有や他支部高額査定事例に係る学習会を定期的に開催し、点検の考え方やポイントを共有することにより、点検員のスキルアップを図る。また、高難度の事案等については、外部講師による研修を実施し、理解を深化させる。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容点検員との個別面談を実施し、業績（点検件数、再審査件数、査定件数、査定額、査定率等）について情報共有を行い、方向性について認識を合致させた上で、効果的な点検を実施する。</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>・ 自動点検マスタの追加および削除を毎月実施し、システムによる自動点検を活用した効率的な点検を徹底する。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <p>1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする  （※）査定率 = 協会のレセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額</p> <p>2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p> <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <p>・ 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。</p>	<p>・ 自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底する。集中的スキルアップに向けた施策の実施。</p> <p>・ システムの自動化に対応した効果的効率的な資格点検及び外傷点検を実施する。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <p>1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする  （※）査定率 = 協会のレセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額</p> <p>2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p> <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <p>・ 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。</p> <p>・ 資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、日本年金機構の資格喪失処理後、早期に協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、支部の広報ツールを活用した連絡先の記載率向上を図った上で、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</p>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。</li> <li>・ オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。</li> </ul> <p>【具体的な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債権回収対策会議において、情報共有を図るとともに、高額債権等については、支部長を含むメンバーによる対策会議を開催し、方向性を検討し、早期かつ確実な回収につなげる。</li> <li>・ 債務者に対して早期に保険者間調整を案内し、積極的に活用することにより、確実な債権回収を図る。</li> <li>・ 業務上を理由とする返納金について、労働基準監督署と調整の上、確実な納付につなげる。</li> <li>・ 住所不明者について、年金機構への住所照会や自治体への住民票調査を実施し、住所の把握を行い、回収率の向上につなげる。</li> <li>・ 年金（老齢・障害）との調整により発生した返納金について、調定前に対象者に説明し理解をいただくことにより、確実な納付につなげる。</li> <li>・ 定期的に文書催告及び電話による納付勧奨を実施するとともに、弁護士名を活用した督促を実施した上で、費用対効果を踏まえて法的手続きを実施し、回収率の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。</li> <li>・ 文書や電話、さらに弁護士名による催告等を着実に実施することにより(返納金)債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</li> </ul> <p>【具体的な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化するため、連絡先の記載率向上対策を日本年金機構に働きかける。</li> <li>・ 本部より提供される保険証の未回収者がいる事業所データをもとに、資格喪失届等の提出時に保険証の添付を徹底すること等を周知する。</li> <li>・ 債権回収対策会議において、情報共有を図るとともに、高額債権や困難事例については、積極的に対応策を協議する。</li> <li>・ 債務者に対して早期に保険者間調整を案内し、積極的に活用することにより、債務者の負担軽減を図るとともに確実な債権回収を図る。</li> </ul> <p>また、業務上を理由とする返納金について、労働基準監督署と調整の上、確実な納付につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住所不明者について、関係機関への住所照会や自治体への住民票調査を定期的実施し、住所の把握に努める。</li> <li>・ 年金（老齢・障害）との調整により発生した返納金について、調定前に対象者に説明し理解をいただくことにより、確実な納付につなげる。</li> <li>・ 定期的に文書催告及び電話による納付勧奨を実施するとともに、弁護士名を活用した督促を実施。反応が無い債務者等については、費用対効果を踏まえたうえで法的手続きを実施し、回収率の向上を図る。</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>・ 年金機構との協議を定期的に行い、資格取得届および資格喪失届等に係る早期提出の周知広報等について協力依頼を継続的に行う。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1 による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2 の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</p> <p>※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>■ KPI :</p> <p>返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする。</p>	<p>【困難度：高】</p> <p>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1 の拡充により、保険者間調整※2 による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</p> <p>■ KPI :</p> <p>1) 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする。</p> <p>2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする。</p> <p>※ マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする。</p>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p><b>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</b></p> <p>（I）データ分析に基づく事業実施</p> <p>支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。</li> <li>・ 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。</li> <li>・ データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、統計分析研修や本部との連携強化に加え、支部間の情報交換や事例共有を通じて人材育成に取り組み、職員の分析能力の更なる向上を図る。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。</p>	<p><b>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</b></p> <p>（I）データ分析に基づく事業実施</p> <p>支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。</li> <li>・ 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。</li> <li>・ データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、本部が実施する医療費・健診データ等分析用マニュアルを活用した分析方法の説明会や統計分析研修、支部で研鑽を積むことのできる環境整備等による人材育成を通して、支部における調査研究の質の底上げを図る。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。</p>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>(Ⅱ) 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。</li> </ul> <p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、支部保健師を対象とした全国研修やブロック単位による研修に参加し、これらの機会を通じて得た知見を踏まえた支部内研修会を開催する。</li> <li>・併せて専門職以外の保健事業に携わる事務職員についても、本部が開催する研修等を通じた事務処理能力の向上を図り、もって専門職が専門的な能力をより発揮しうる基盤整備を推し進める。</li> <li>・地域の实情に応じて、地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGsの視点も踏まえ、小学生等への健康教育に取り組む。</li> </ul> <p>② 生活習慣病予防健診実施率・事業者健診データ取得率及び特定健診実施率の向上</p> <p>i) 生活習慣病予防健診実施率及び事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診実施率及び事業者健診データ取得率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定、訪問し、健診・保健指導カルテ等を活用した受診勧奨を実施するとともに、生活習慣病予防健診実施率等が低調な健診機関を訪問し、意見交換等の連携強化を通じて同実施率等の向上を図る。</li> <li>・生活習慣病予防健診の実施の向上のためには、アクセスしやすい健診環境の整</li> </ul>	<p>(Ⅱ) 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。</li> </ul> <p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、支部保健師を対象とした全国研修及びブロック単位による研修に参加し、これらの機会を通じて得た知見を踏まえた支部内研修会を開催する。</li> <li>・併せて専門職以外の保健事業に携わる事務職員についても、本部が開催する研修等を通じた事務処理能力の向上を図り、もって専門職が専門的な能力をより発揮しうる基盤整備を推し進める。</li> </ul> <p>② 生活習慣病予防健診実施率、事業者健診データ取得率及び特定健診実施率の向上</p> <p>i) 生活習慣病予防健診実施率及び事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診実施率及び事業者健診データ取得率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定、訪問し、健診・保健指導カルテ等を活用した受診勧奨を実施するとともに、生活習慣病予防健診実施率等が低調な健診機関を訪問し、意見交換等の連携強化を通じて同実施率等の向上を図る。</li> <li>・他方、生活習慣病予防健診の実施の向上のためには、アクセスしやすい健診環</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>備も重要な点であることから、同健診の委託契約を締結していない健診機関を積極的に訪問のうえ、<b>報奨金（インセンティブ）事業による経営効果等を踏まえた契約締結の働きかけを強化する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、自己負担の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。</b></li> <li>・ 生活習慣病予防健診委託機関における実績を向上させるため、報奨金（インセンティブ）<b>事業による経営効果等を積極的に周知する。</b></li> <li>・ <b>事業者健診データの取得について、2025（令和7）年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。</b></li> </ul> <p>ii）特定健診実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村のがん検診と特定健診を同時実施することによる受診率向上の効果を最大限に発揮するため、茨城県内の全市町村において、<b>これらの検診（健診）を同時実施する。</b></li> <li>・ 被扶養者の利便性やニーズ（オプション検査等）に沿った協会単独の集団健診を実施し、新たな受診者層の開拓を推し進める。</li> <li>・ <b>事業主との連名で特定健診受診勧奨文書等を送付するなど、事業所と連携し受診勧奨を行うことで同実施率等の向上を図る。</b></li> </ul>	<p>境の整備も重要な点であることから、同健診の委託契約を締結していない健診機関を積極的に訪問して同契約締結を勧奨し、新規委託機関の開拓を推し進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、2023年度に実施した自己負担の軽減並びに2024年度から実施する付加健診の対象年齢拡大といった利点を広く周知することも重要であることから、「顔の見える地域ネットワーク」を介した広報活動を強化することにより、受診率向上を推し進める。</li> <li>・ その他、生活習慣病予防健診委託機関における実績を向上させるため、茨城支部が指定する目標件数を上回った場合に報奨金（インセンティブ）を支払うとした取組について、前年度から引き続き実施する。</li> </ul> <p>ii）特定健診実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村のがん検診と特定健診を同時実施することによる受診率向上の効果を最大限に発揮するため、茨城県内の全市町村において同時実施する。</li> <li>・ また、被扶養者の利便性やニーズ（オプション検査等）に沿った協会単独の集団健診を実施し、新たな受診者層の開拓を推し進める。</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 生活習慣病予防健診実施率を61.8%以上とする</li> <li>2) 事業者健診データ取得率を9.2%以上とする</li> <li>3) 被扶養者の特定健診実施率を31.8%以上とする</li> </ol> <p>■ 推定値</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 生活習慣病予防健診及び事業者健診データ</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：302,392人</li> <li>・生活習慣病予防健診実施者：186,878人（KPI達成ベース）</li> <li>・事業者健診データ取得者：27,820人（KPI達成ベース）</li> </ul>	<p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 生活習慣病予防健診実施率を61.8%以上とする</li> <li>2) 事業者健診データ取得率を9.2%以上とする</li> <li>3) 被扶養者の特定健診実施率を30.9%以上とする</li> </ol> <p>■ 推定値</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 生活習慣病予防健診及び事業者健診データ</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：292,587人</li> <li>・生活習慣病予防健診実施者：180,818人（KPI達成ベース）</li> <li>・事業者健診データ取得者：26,918人（KPI達成ベース）</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>2) 被扶養者の特定健診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：70,843人</li> <li>・実施者：22,528人（KPI達成ベース）</li> </ul> <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>i) 特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導の利用案内を増加することによる実施率向上を図るため、2022年度に策定した標準モデルに沿った同指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。</li> <li>・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定、訪問し、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。</li> <li>・ 特定保健指導の実施率等が低調な健診機関を選定、訪問のうえ、意見交換等の連携強化を通じた同実施率等の向上を図る。</li> <li>・ 特定保健指導実施率が高い事業所の職場環境整備に関する創意工夫を記載した事例集等を活用し、経年的に特定保健指導の利用がない事業所に対する情報提供を実施する等、加入者や事業主に対し、様々な機会を通じて特定保健指導を利用することの重要性について周知広報を行う。</li> <li>・ 特定保健指導の実施率の向上のためには、健診受診日当日の初回面談が効果的であることから、同指導の委託契約を締結していない健診機関を積極的に訪問のうえ、報奨金（インセンティブ）事業による経営効果等を踏まえた契約締結の働きかけを強化する。</li> <li>・ 外部委託の更なる推進を図るため、健診機関における健診当日の初回面談の実施をより一層推進するとともに、効率性の高いICT面談を活用した専門機関における特定保健指導枠を拡充する。</li> <li>・ 遠隔面談等のICTを活用した特定保健指導を促進する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。</li> </ul>	<p>2) 被扶養者の特定健診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：73,210人</li> <li>・実施者：22,621人（KPI達成ベース）</li> </ul> <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>i) 特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導の利用案内を増加することによる実施率向上を図るため、2022年度に策定した標準モデルに沿った同指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。</li> <li>・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定、訪問し、効率的・効果的な利用勧奨を実施するとともに、特定保健指導の実施率等が低調な健診機関についても選定、訪問し、意見交換等の連携強化を通じた同実施率等の向上を図る。</li> </ul> <p>・ 外部委託の更なる推進を図るため、健診機関における健診当日の初回面談の実施をより一層推進するとともに、効率性の高いICT面談を活用した専門機関における特定保健指導枠を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他検診車を活用したICT面談のスキームを検討、構築し、特定保健指導実施率のさらなる向上を目指す。</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>ii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p>	<p>ii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2024年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、協会における運用、効果的な保健指導において備えるべき要素等のスキル習得に向けた研修を行う。</li> <li>・ 経年的に特定保健指導の利用がない事業所に情報提供するため、特定保健指導実施率が高い事業所の職場環境整備に関する事例集等を作成し、広く周知する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのよう</p>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>■ KPI :</p> <p>1) 被保険者の特定保健指導実施率を 20.8%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 10.5%以上とする</p> <p>■ 推定値</p> <p>1) 被保険者の特定保健指導 ・対象者：58,664 人 ・実施者：12,202 人（KPI 達成ベース）</p> <p>2) 被扶養者の特定保健指導 ・対象者：2,323 人 ・実施者：244 人（KPI 達成ベース）</p> <p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血圧、血糖、脂質等に着眼した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。</li> <li>・ 胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を新たに実施する。</li> <li>・ 未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。</li> <li>・ 従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団</li> </ul>	<p>な中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI :</p> <p>1) 被保険者の特定保健指導実施率を 18.9%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 6.4%以上とする</p> <p>■ 推定値</p> <p>1) 被保険者の特定保健指導 ・対象者：44,040 人 ・実施者：8,323 人（KPI 達成ベース） （内訳） 協会保健師実施分 5,400 人（12.3%） アウトソーシング実施分 2,923 人（6.6%）</p> <p>2) 被扶養者の特定保健指導 ・対象者：2,601 人 ・実施者：166 人（KPI 達成ベース）</p> <p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者及び被扶養者を対象とした未治療者への受診勧奨を着実に実施するとともに、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p data-bbox="197 204 768 233">体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。</p> <ul data-bbox="197 252 1104 523" style="list-style-type: none"> <li>・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。</li> <li>・ メタボ予備群に対するメタボ流入抑止及び特定保健指導未実施者対策のため、生活習慣の改善を促す冊子を作製のうえ、広く周知する。</li> </ul> <p data-bbox="197 638 365 667">【重要度：高】</p> <p data-bbox="197 686 1104 762">要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <ul data-bbox="197 829 1104 1005" style="list-style-type: none"> <li>■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする （※）令和7年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</li> </ul> <p data-bbox="197 1072 454 1101">⑤ コラボヘルスの推進</p> <ul data-bbox="197 1120 1104 1343" style="list-style-type: none"> <li>・ 健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。</li> </ul> <p data-bbox="197 1362 1081 1439">・ 地方自治体等と連携した取組について、都道府県や市区町村の健康増進計画等も踏まえ推進する。</p>	<ul data-bbox="1133 252 2040 523" style="list-style-type: none"> <li>・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。また加入者のQOLの維持及び医療費適正化の観点から、外部有識者の研究成果を踏まえ、人工透析につながる要因となる糖尿病性腎症に対する受診勧奨を拡充する。</li> <li>・ その他、メタボ予備群に対するメタボ流入抑止及び特定保健指導未実施者対策のため、生活習慣の改善を促す冊子を作製のうえ、広く周知する。</li> </ul> <p data-bbox="1133 638 1301 667">【重要度：高】</p> <p data-bbox="1133 686 2040 762">要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <ul data-bbox="1133 829 2040 909" style="list-style-type: none"> <li>■ KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする</li> </ul> <p data-bbox="1133 1072 1391 1101">⑤ コラボヘルスの推進</p> <ul data-bbox="1133 1120 2040 1343" style="list-style-type: none"> <li>・ 健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との協定締結を<b>進めるとともに連携した取組</b>を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。</li> <li>・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。</li> <li>・ メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。</li> </ul> <p>【具体的な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員による訪問、セミナー・研修会等にて、健康経営や「健康づくり推進事業所認定制度」について周知し、宣言を促す。</li> <li>・ 健康宣言事業所での実践的な取組内容を広報紙等で好事例として紹介し、健康経営を一層推進する。</li> <li>・ 茨城県の「いばらき健康経営推進事業所認定制度」により健康宣言事業所の取組をフォローアップし、国の「健康経営優良法人認定制度」への申請を促す。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を<b>15万社以上とする</b>」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を<b>1,800</b>事業所（※）以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業における健康づくりを推進するため、協定を締結している商工会議所等と連携を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。</li> <li>・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを推進する。</li> <li>・ メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。</li> </ul> <p>【具体的な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員による訪問、セミナー・研修会等にて、健康経営や「健康づくり推進事業所認定制度」について周知し、宣言を促す。</li> <li>・ 健康宣言事業所での実践的な取組内容を広報紙等で好事例として紹介し、健康経営を一層推進する。</li> <li>・ 茨城県の「いばらき健康経営推進事業所認定制度」により健康宣言事業所の取組をフォローアップし、国の「健康経営優良法人認定制度」への申請を促す。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を<b>50万社以上とする</b>」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を<b>1,390</b>事業所（※）以上とする</p>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p> <p>（Ⅲ）医療費適正化</p> <p>①医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、2024（令和6）年3月診療分で83.6%と、80%以上の水準まで達している。使用割合が80%以上の支部は、この水準を維持・向上できるよう、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合の数値目標が国から示されたことを踏まえつつ、更なる使用促進を図る。</li> <li>・ 医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じて保険者としてできる取組を検討する。</li> <li>・ 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう広報等に取り組むとともに、茨城県や茨城県薬剤師会、他の保険者等と連携した取組により加入者に対する効果的な働きかけを行う。</li> <li>・ 茨城県後発医薬品の使用促進検討会議に参画し、取組み事例等について意見発信を行い、茨城県内の関係団体と連携しジェネリック医薬品の使用促進を図る。</li> <li>・ 地域別や薬効分類別の使用割合を分析し、県、関係団体等へ意見発信するなど、効果的な働きかけを行う。</li> </ul>	<p>（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p> <p>（Ⅲ）医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会全体のジェネリック医薬品使用割合は、2023年3月診療分で81.7%と、80%以上の水準まで達している。使用割合が80%以上の当支部では、前年度の水準を維持・向上できるよう、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。</li> <li>・ 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、ジェネリック医薬品希望シール、ジェネリック医薬品Q &amp; A冊子、ジェネリック希望を表示したお薬手帳カバー等を配布する等の広報等に取り組むとともに、茨城県や茨城県薬剤師会、他の保険者等と連携した取組により加入者に対する効果的な働きかけを行う。</li> <li>・ 茨城県後発医薬品の使用促進検討会議に参画し、取組み事例等について意見発信を行い、茨城県内の関係団体と連携しジェネリック医薬品の使用促進を図る。</li> <li>・ 地域別や薬効分類別の使用割合を分析し、県、関係団体等へ意見発信するなど、効果的な働きかけを行う。</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることを確認しつつ、ジェネリック医薬品のさらなる使用促進を図るため、広報誌等様々な機会を捉えて積極的に広報を実施する。</li>   <li>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の方針（※1）を踏まえ、2024（令和6）年度パイロット事業の取組結果をもとに、より効果的な事業の実施を検討する。</li> <li>（※1）「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを旨とする」</li> </ul> </li>   <li>iii) 上手な医療のかかり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・<b>かかりつけ薬局</b>を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。</li> <li>・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の<b>適正使用</b>及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。</li> </ul> </li>   <li>i) ～ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることを確認しつつ、ジェネリック医薬品のさらなる使用促進を図るため、広報誌等様々な機会を捉えて積極的に広報を実施する。</li>   <li>ii) ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。</li> </ul> </li>   <li>iii) 上手な医療のかかり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。</li> </ul> </li>   <li>i) ～ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>【重要度：高】</p> <p>国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和11年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけでなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p>	<p>【重要度：高】</p> <p>医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても80%を達成していない支部について早期に80%を達成する必要がある、重要度が高い。</p> <p>また、第46回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和5年4月28日開催）において定められた国の目標である、「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>■ KPI :</p> <p>1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする（※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p> <p>2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する</p> <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2021（令和3）年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。</li> </ul>	<p>■ KPI :</p> <p>ジェネリック医薬品使用割合(※2)を年度末時点で対前年度以上とする（※2）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p> <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2021 年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。</p> <p>（Ⅳ）広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <p>・ 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解いただくことが必要である。</p> <p>・ このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、本部が策定する協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。</p> <p>・ 具体的には、</p> <p>①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する</p> <p>②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する</p> <p>③本部は統一的観点から、支部は地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を実施する</p> <p>④評価・検証・改善のプロセス（PDCA サイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。</p> <p>・ 「令和7年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和8年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。</p> <p>・ ホームページについては、利用者目線で改善を図るとともに、更なる利便性やわかりやすさの向上のため、ホームページの全面リニューアルに向けた作業を着実に実</p>	<p>・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。</p> <p>（Ⅳ）広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <p>・ 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解いただくことが必要である。</p> <p>・ このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、本部が策定する協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」及び、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を踏まえ、支部広報計画を策定し、実施する。</p> <p>・ 具体的には</p> <p>① 加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する</p> <p>② テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する</p> <p>③ 本部は統一的観点から、支部は地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を実施する</p> <p>④ 評価・検証・改善のプロセス（PDCA サイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。</p>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、協会の象徴的位置づけであった健康保険証が新規に発行されなくなることから、より一層「協会けんぽ」の認知度向上や SDG s に資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。</li> <li>・ 広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体である SNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。</li> <li>・ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。</li> <li>・ 生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。</li> <li>・ 関係団体との積極的な連携を図り、具体的な事業展開を図る。</li> <li>・ 保険者協議会の活性化（保健事業の推進に向け積極的に保険者間の連携を図る）</li> <li>・ 茨城県・水戸市を始めとする覚書締結団体と積極的に事業連携を図る。</li> <li>・ その他、日本年金機構、厚生局、支払基金、地方自治体、各保険者等との連携を強化し、効率的・効果的な事業運営を推進する。</li> </ul> <p>【具体的な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納入告知書同封チラシや LINE、メールマガジン、社会保険いばらき等により定期的に広報を行うほか、加入者にとってわかりやすいホームページ作成による情報発信の強化を図る。</li> <li>・ 各種広報誌への広告記事掲載、市町村広報誌、リーフレット・ポスター等を活用した広報の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。</li> <li>・ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。</li> <li>・ 生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。</li> <li>・ 関係団体との積極的な連携を図り、具体的な事業展開を図る。</li> <li>・ 保険者協議会の活性化（保健事業の推進に向け積極的に保険者間の連携を図る）</li> <li>・ 茨城県・水戸市を始めとする覚書締結団体と積極的に事業連携を図る。</li> <li>・ その他、日本年金機構、厚生局、支払基金、地方自治体、各保険者等との連携を強化し、効率的・効果的な事業運営を推進する。</li> </ul> <p>【具体的な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納入告知書同封チラシやメールマガジン、社会保険いばらき等により定期的に広報を行うほか、加入者にとってわかりやすいホームページ作成による情報発信の強化を図る。</li> <li>・ 各種広報誌への広告記事掲載、市町村広報誌、リーフレット・ポスター等を活用した広報の実施</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部の事業に関するプレスリリースを行い、マスメディアを通じた広報を行うなど新聞、ラジオCM、インターネット等のメディアを活用した広報展開</li> <li>・ 公共交通機関を活用した広報展開</li> <li>・ 健康イベントへの参加による協会事業のPR</li> <li>・ ターゲットを絞った勧奨を実施し、健康保険委員の委嘱拡大を図る。</li> <li>・ 四半期ごとに健康保険委員向けの広報誌等を送付し、加入者や事業主へ定期的な情報提供を行う。</li> <li>・ 社会保険委員会、社会保険協会及び日本年金機構と連携し、委員表彰式を開催する。</li> </ul> <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 61.6%以上とする</li> <li>2) SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う</li> <li>3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部の事業に関するプレスリリースを行い、マスメディアを通じた広報を行うなど新聞、ラジオCM、インターネット等のメディアを活用した広報展開</li> <li>・ 公共交通機関を活用した広報展開</li> <li>・ 健康イベントへの参加による協会事業のPR</li> <li>・ ターゲットを絞った勧奨を実施し、健康保険委員の委嘱拡大を図る。</li> <li>・ 四半期ごとに健康保険委員向けの広報誌等を送付し、加入者や事業主へ定期的な情報提供を行う。</li> <li>・ 社会保険委員会、社会保険協会及び日本年金機構と連携し、委員表彰式を開催する。</li> </ul> <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 61.1%以上とする。</li> <li>2) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</li> </ol>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p><b>3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</b></p> <p>（I）人事・組織</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。</li> </ul> <p>② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、本部が実施する役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。</li> <li>・ その他、支部のそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、本部が実施する受講者参加型のオンライン研修や e ラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。</li> </ul> <p>③ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の実を柱とした協会の働き方改革を推進する。</b></li> <li>・ 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。</li> <li>・ 年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。</li> </ul> <p>④ 風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際の討論の場などで、職員同士の様々な意見交換や情報交換を積極的に行い、課題の把握力及び解決力の強化に努める。</li> </ul>	<p><b>3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</b></p> <p>（I）人事・組織</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。</li> </ul> <p>② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、本部が実施する役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</li> <li>・ その他、支部のそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、本部が実施する受講者参加型のオンライン研修や e ラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。</li> </ul> <p>③ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。</li> <li>・ 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。</li> <li>・ 年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。</li> </ul> <p>④ 風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際の討論の場などで、職員同士の様々な意見交換や情報交換を積極的に行い、課題の把握力及び解決力の強化に努める。</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>（Ⅱ）内部統制等</p> <p>①内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。</li> <li>・ 階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。</li> </ul> <p>②個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。</li> <li>・ 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。</li> </ul> <p>③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。</li> <li>・ コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。</li> <li>・ 外部相談窓口（コンプラほっとライン）等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。</li> </ul> <p>④ 災害等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模自然災害等に備え、<b>定期的に</b>緊急時の連絡体制等<b>を確認し</b>、訓練や研修を実施する。</li> <li>・ 本部の指示に基づき業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル等につい</li> </ul>	<p>（Ⅱ）内部統制等</p> <p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。</li> <li>・ 階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。</li> </ul> <p>② 個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。</li> <li>・ 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。</li> </ul> <p>③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。</li> <li>・ コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。</li> <li>・ 外部相談窓口（コンプラほっとライン）等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。</li> </ul> <p>④ 災害等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に訓練や研修を実施する。</li> <li>・ 本部の指示に基づき業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル等につい</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>て必要な見直しを行う。</p> <p>⑤ 外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所及び加入者等の個人情報を実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。</li> </ul> <p>⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。</li> <li>・ 調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。</li> <li>・ 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。</li> <li>・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</li> </ul> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>	<p>て必要な見直しを行う。</p> <p>⑤ 外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所及び加入者等の個人情報を実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。</li> </ul> <p>⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。</li> <li>・ 調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。</li> <li>・ 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。</li> <li>・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</li> </ul> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>

新（令和7年度）

旧（令和6年度）

新（令和7年度）

旧（令和6年度）

新（令和7年度）

旧（令和6年度）